

指定出資法人の役員報酬水準の見直し（案）について

- ◆ 現在の役員報酬水準（700 万円～1,050 万円）については、昨年度の役員報酬の定期点検の際、現在の報酬水準を適用すべきとの指定出資法人評価等審議会の意見に基づき、これまでと同水準とした
- ◆ しかしながら、近年大きな変動が無かった民間企業の従業員給与についても、今後、大幅な賃上げが進むことが予想され、現在の報酬水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となるおそれがある

見直し案

現行の報酬水準を引き上げ、令和 6 年度から適用する。

＜役員報酬水準＞

現行：700 万円～1,050 万円 ⇒ 見直し後：730 万円～1,080 万円

【見直しの考え方】

- ・報酬水準については、直近 3 年間の民間給与等の上昇率を基に見直し、令和 6 年度から適用
直近 3 年間の正社員給料等上昇率 3.2%（参考資料 4）⇒ 3%引き上げ
- ・具体的な報酬額については、現在の報酬基準の最高額（現在 1,050 万円）に対して見直しを実施し、25 万円刻みで報酬額を設定
- ・今後も民間等の実態に合わせ、必要に応じて定期点検時に見直しを検討

＜改定後の役員報酬の「報酬基準」＞

| 点数 | 報酬額 | | 点数 | 報酬額 | |
|---------|----------|----------|-------|--------|--------|
| | 見直し前 | 見直し後 | | 見直し前 | 見直し後 |
| 10～12 点 | 1,050 万円 | 1,080 万円 | 6 点 | 850 万円 | 880 万円 |
| 9.5 点 | 1,025 万円 | 1,055 万円 | 5.5 点 | 825 万円 | 855 万円 |
| 9 点 | 1,000 万円 | 1,030 万円 | 5 点 | 800 万円 | 830 万円 |
| 8.5 点 | 975 万円 | 1,005 万円 | 4.5 点 | 775 万円 | 805 万円 |
| 8 点 | 950 万円 | 980 万円 | 4 点 | 750 万円 | 780 万円 |
| 7.5 点 | 925 万円 | 955 万円 | 3.5 点 | 725 万円 | 755 万円 |
| 7 点 | 900 万円 | 930 万円 | 3 点 | 700 万円 | 730 万円 |
| 6.5 点 | 875 万円 | 905 万円 | | | |

府役職定年後の給与水準との調整について

法人が、報酬基準額を超えた役員報酬を規定する場合は、これまでも府との協議により可能としていたが、本庁部長級の役職定年後の年収モデル以下の額（参考資料 4）とする場合は、財務部との協議を不要とし、所管部局との協議により報酬額を定めることができるよう、規定を改正。（令和 7 年度から適用）

【参考】改定後の各法人の報酬基準額

| 法人名 | 役職名 | 新報酬基準 | 現行報酬基準 |
|---------------------|------------|---------|---------|
| (公財) 大阪国際平和センター | 業務執行理事 ※3 | 741万円 | 712万円 |
| (株) 大阪国際会議場 | 専務取締役 ※1 | 784万円 | 760万円 |
| (公財) 大阪府国際交流財団 | 常務理事 ※3 | 788万円 | 760万円 |
| (公財) 千里ライフサイエンス振興財団 | 専務理事 ※3 | 836万円 | 807万円 |
| 大阪信用保証協会 | 理事長 | 1,055万円 | 1,025万円 |
| 大阪信用保証協会 | 常務理事 ※1 | 844万円 | 820万円 |
| (公財) 西成労働福祉センター | 業務執行理事 ※3 | 931万円 | 902万円 |
| (一財) 大阪府みどり公社 | 理事長 | 880万円 | 850万円 |
| (株) 大阪鶴見フラワーセンター | 代表取締役社長 | 830万円 | 800万円 |
| (株) 大阪鶴見フラワーセンター | 常務取締役 ※1 | 664万円 | 640万円 |
| (公財) 大阪府都市整備推進センター | 理事長 | 930万円 | 900万円 |
| (公財) 大阪府都市整備推進センター | 常務理事 ※1 | 744万円 | 720万円 |
| 大阪府道路公社 | 理事長 | 880万円 | 850万円 |
| 大阪府道路公社 | 専務理事 ※1 | 704万円 | 680万円 |
| 大阪モルルール (株) | 代表取締役社長 | 980万円 | 950万円 |
| 大阪モルルール (株) | 代表取締役専務 ※2 | 882万円 | 855万円 |
| 大阪モルルール (株) | 常務取締役 ※1 | 784万円 | 760万円 |
| 大阪外環状鉄道 (株) | 代表取締役社長 | 830万円 | 800万円 |
| 大阪外環状鉄道 (株) | 常務取締役 ※1 | 664万円 | 640万円 |
| 大阪府土地開発公社 | 理事長 | 830万円 | 800万円 |
| 大阪府土地開発公社 | 常務理事 ※1 | 664万円 | 640万円 |
| 堺泉北埠頭 (株) | 代表取締役社長 | 955万円 | 925万円 |
| 堺泉北埠頭 (株) | 常務取締役 ※1 | 764万円 | 740万円 |
| 大阪府住宅供給公社 | 理事長 | 980万円 | 950万円 |
| 大阪府住宅供給公社 | 常務理事 ※1 | 784万円 | 760万円 |
| (公財) 大阪府文化財センター | 専務理事 ※3 | 788万円 | 760万円 |
| (公財) 大阪府育英会 | 理事長 | 880万円 | 850万円 |

※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ

※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ

※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ